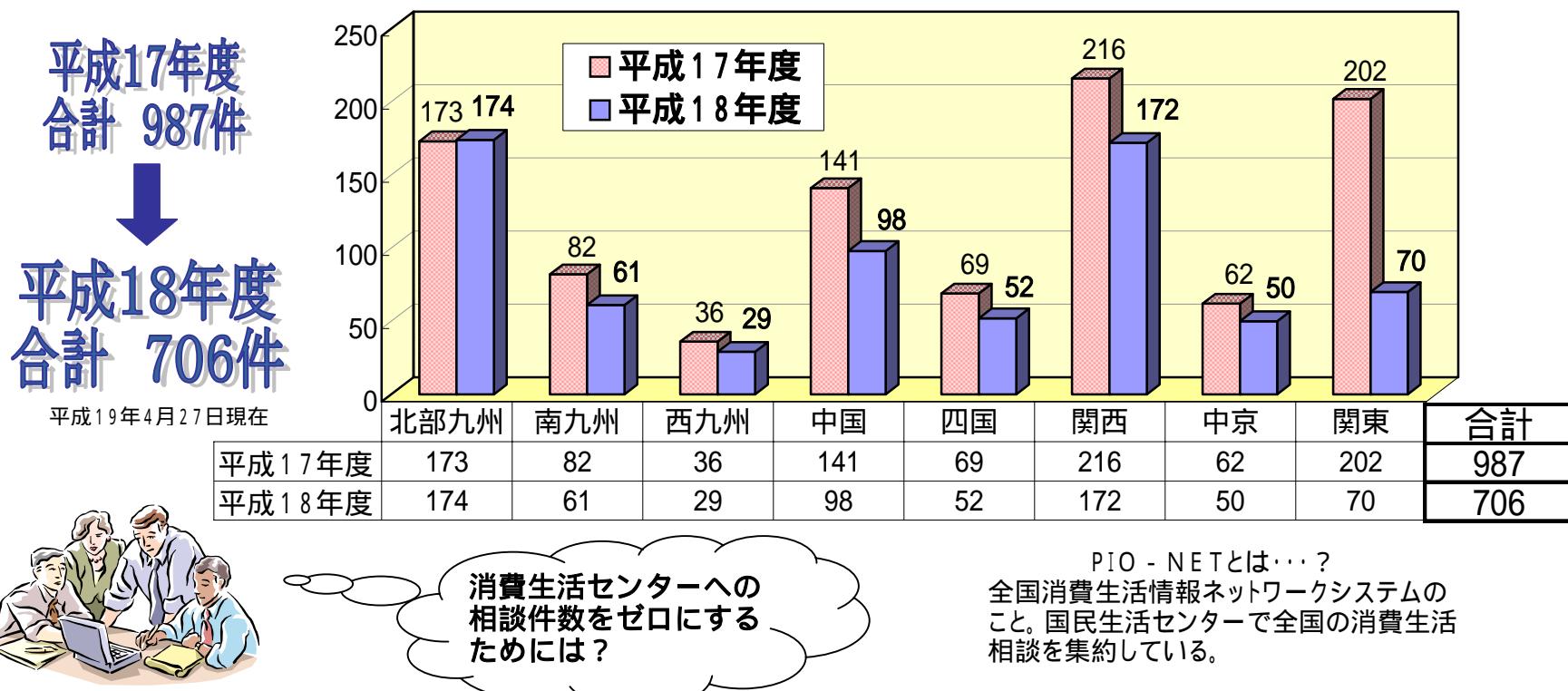




消費生活センターへの相談(PIO-NET)件数 平成17年度・平成18年度比較



4つの指示を再確認し、お客様第一の活動を!

(氏名等の明示義務)

勧誘に先立って、販売業者の氏名又は名称、商品等の告知、販売を目的とすることを明らかにする。

勧誘に先立ってとは…?

営業では見込み取りの初回面談時、(基本的にインターネットで開口一番)、TSでは電話アポイント時。

(迷惑を覚えさせる勧誘の禁止)

お客様が迷惑だと感じていない場合でも、第3者から見て迷惑を覚えさせる言動は**「迷惑勧誘」**とみなされます。

迷惑勧誘とは…?

特商法上の解釈では、午後9時～午前8時、サニックス自主行動基準では、午後8時～午前8時の連絡・訪問。何度もしつこく勧誘すること。長時間勧説すること。

(判断力不足に乗じた取引の禁止)

お客様の**判断力の不足**を悪用し契約させてはいけない。

判断力不足の方とは…?

一般的に老人・未成年者のこと。
正常な認識と判断ができない精神状態・心身喪失にある方、認知症罹患者。

(適合性の原則に反する勧誘の禁止)

お客様の年齢・知識・経験・財産に見合った勧説をする。

適合性とは…?

年齢、収入など、一人一人に見合った契約内容をお勧めすること。
既に様々な社内規定を設けています。これに従いましょう。

4月の依頼・再発・羽蟻情報(FD受付分)

地区	依頼	羽蟻	再発	羽蟻
北部九州	7	3	3	3
南九州	4	1	0	0
西九州	3	0	1	0
中国	7	1	5	5
四国	3	0	0	0
関西	14	5	2	2
中京	3	1	1	1
関東	0	0	0	0
合計	41	11	12	11

羽蟻情報
毎日更新中！

インターネットお客様相談室
のページをご確認下さい。

<羽蟻発生件数は内訳です。>

★これも顧客満足の一つ★
どのような経路で受け付けても、
提出して下さい！



書面



所属入電
本社入電



担当者の
携帯電話



施工現場

メール